

令和3年8月16日

令和3年8月11日からの大雨にかかる災害等に対する
各種お取引に関するお知らせ

このたびの令和3年8月11日からの大雨により被災された皆様に心より
お見舞い申し上げます。

J Aバンク広島では、今回災害救助法が適用された地域および今後追加され
る地域にお住まいのお客様に対しまして、以下のとおり個別対応させていただ
きますので、お近くのJ Aの窓口へご相談ください。

また、被害を受けられた皆様の資金支援に関するご相談を県内J A各店舗の
窓口にて受け付けております。

1. 貯金通帳、貯金証書、印鑑等を紛失された場合でも、ご本人であることを
確認したうえで便宜扱いによる払い戻しを行いますのでご相談ください。
2. 定期貯金、定期積金等の期限前払い戻し、それらを担保とするお借り入れ
等につきましてもご相談ください。
3. 災害による障害のため、支払期日が経過した手形の取立や不渡処分等
についてはご相談ください。
4. 損傷した紙幣や硬貨の引換えに応じますのでご相談ください。
5. 災害により国債を紛失された場合にはご相談ください。
6. お借り入れいただいている資金の返済猶予や返済額変更等については
ご相談ください。

<災害救助法適用地域> (令和3年8月14日現在)

- ・広島市
- ・三次市
- ・安芸高田市
- ・山県郡北広島町

以 上